

各務原市立鵜沼第一小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条及び「各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策を示すものである。人権尊重の理念に基づき、本校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、鵜沼第一小学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 基本認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。
- 本人がいじめと認識したことについては、どんなに小さな事でも速やかに対応すべきものである。

(3) 学校としての構え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進める。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感・自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- 「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等
- 「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業づくりに努める。
 - 心のアンケートや教育相談を生かしたり、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等を実施したりして、児童の実態を把握し、児童が居場所と絆を実感できる集団づくりに努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 異学年での縦割り班での交流活動（なかよし遊び）のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。